

「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する命令」及び「認証業務及びこれに附帯する業務の実施に関する技術的基準の一部を改正する件」について

1. 改正の概要

電子署名及び認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する命令（令和7年デジタル庁・法務省令第2号）により、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第6条第3号の2が改正され、同号において「利用者識別符号」の定義が置かれていたところ、これが新設される同号口に移ることとなる。これに伴い、「利用者識別符号」を引用している電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成15年総務省令第120号）第26条第5号口及び認証業務及びこれに附帯する業務の実施に関する技術的基準（平成15年総務省告示第706号）第18条第1号において規定の整理を行う。

2. 意見公募手続の実施について

本件は、行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第4項第8号に該当するため、意見公募手続は実施していません。

3. 今後の予定

- 公布日 : 令和7年6月30日
- 施行期日 : 公布の日（令和7年6月30日）